

＜JITCO 参考和訳＞

特定技能 求人票（デマンドレター）認証手続き ネパール大使館提出書類

1	Request Letter (申請書)	特定技能所属機関代表者の署名・代表印を押印する。
2	Demand Letter (求人票)	特定技能所属機関代表者の署名・代表印を押印する。
3	Power of Attorney (委任状)	特定技能所属機関代表者の署名・代表印を押印する。有効期限を必ず記載する。
4	Guarantee Letter (保証書)	特定技能所属機関代表者の署名・代表印を押印する。
5	雇用契約書・雇用条件書	特定技能所属機関代表者の署名・代表印を押印する。原本。すべてのページに会社代表印を押印する。
6	特定技能所属機関と送出機関の契約書	特定技能所属機関と送出機関の代表者の署名・代表印を押印する。
7	特定技能所属機関の概要	企業の概要と過去 2 年間の財務報告書。特定技能所属機関代表者の署名・代表印を押印する。初回のみ。
8	特定技能所属機関の登記簿謄本	特定技能所属機関の登記簿謄本。
9	特定技能所属機関の特定技能ネパール人受入れ実績表	特定技能所属機関で過去に受入れた特定技能ネパール人の詳細（氏名、性別、入国日、給与明細書、連絡先など）。英語。
10	印鑑証明書	特定技能所属機関の印鑑証明書。
11	ネパールの送出機関のライセンス	ライセンス原本の写し。写しには、送出機関の社印を押印する。
12	許可証	海外雇用局から発行される、送出機関の日本への特定技能ネパール人派遣許可証。初回のみ。
		以下、登録支援機関を通して申請する場合
1	登録支援機関の関係書類	登録支援機関の登記簿謄本、印鑑証明書、登録支援機関登録/更新通知書。ネパールで業務を行うための許可を行う。
2	登録支援機関の概要書	自己証明による登録支援機関の概要書。
3	契約書および承諾書	特定技能所属機関と登録支援機関の契約書。特定技能所属機関による、登録支援機関が大使館に書類を提出することの承諾書。

※すべての書類は 3 か月以内に発行されたものとする。

※ 9、11、12 以外はすべて原本での提出とする。